

市営駐車場における駐車料金割引対象店舗募集要領

1. 目 的

市営駐車場を利用し、市街地周辺の商店街等店舗で物品購入等対価の支払いを行った者に対する時間駐車料金の割引を行うことで、店舗のさらなる利用促進を図り、まちなかの賑わいを創出するため、その割引の対象となる店舗を募集する。

2. 割引が適用される駐車場

- ・中央駐車場（伊万里市伊万里町甲462番地）
- ・駅前東駐車場（伊万里市新天町557番地5）

3. 割引額

時間駐車料金総額から最大150円（最初の1時間分相当額）の割引

4. 申込方法

申請しようとする店舗は、認定要件を満たしているかどうかを確認し、認定（新規）申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記申込先へ郵送又は直接お持ちください。

（1）申込先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総合政策部 企業誘致・商工振興課 商工振興係 宛

※上記申込先で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

（2）その他

認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定し、認定書又は不認定書を申請者へ通知します。

5. 申込できる店舗

下記の要件を満たしていること。

- ①午前9時から午後6時までの時間内に、店舗利用者に対し物品購入等対価の支払いが必要になる営業等を行っていること。
- ②営業等に際し、関係法令を遵守していること。（例. 食品衛生法、労働基準法など）
- ③伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。

6. 認定を受けた店舗（認定店舗）の責務

- ①認定を受けた店舗は、店舗内の見えやすい場所に認定書を掲示し、認定店舗であることのPRに努めて頂きます。
- ②認定店舗において、物品購入等対価の支払いを行った店舗利用者へ、中央駐車場又は駅前東駐車場の利用の有無を尋ね、利用している場合は、駐車券の提示を求め、その駐車券に黒色のインクのスタンプ台を用いて市が配布するゴム印（商）を押印して頂くとともに、割引ライター設置場所（※）の案内を行って頂きます。
- ③黒色のインクのスタンプ台については、各認定店舗の負担で用意して頂きます。

※割引ライター設置場所

市による設置場所

- ・ 駅通プラザ（伊万里町甲481番地1）
- ・ 伊万里まちなか一番館（伊万里町甲358番地1）
- ・ 伊万里市駅ビルインフォメーションセンター（新天町554番地5）
- ・ 伊万里市観光協会（新天町622番地13）

設置希望により設置した店舗

- ・ 株式会社石見屋本店（伊万里町甲576）

割引処理は、割引ライター設置場所の営業時間内での対応となります。

割引ライター設置店舗の認定があった場合は、市ホームページ等で公表します。

7. 認定期間

認定日から申請内容に変更がないまま経営を継続する間とします。

申請時の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届（様式第4号）を4（1）の申込先へ郵送又は直接お持ちください。

8. 認定後のメリット

お客様は、認定店舗で買い物をし、中央駐車場又は駅前東駐車場の駐車券を提示すれば、駐車料金の割引（1時間駐車分の150円）を受けることができます。

9. 問合せ先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市 総合政策部 企業誘致・商工振興課 商工振興係

TEL：0955-23-2184

FAX：0955-23-2474